

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

なお、本件は、広島県の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札参加希望書の提出及び入札に関する手続については、広島県電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）に従って行わなければならない（電子要領が特に定める例外の場合を除く。）。

平成23年7月14日

広島県知事 湯 崎 英 彦

県一般23第9号

1 調達内容

(1) 工事名

県立障害者リハビリテーションセンター医療センター棟整備建築工事

(2) 工事場所

広島県東広島市西条町田口 295-3

(3) 工事概要

改修棟	〈改修〉	鉄骨・鉄筋コンクリート造地下1階地上7階建 延床面積 7,308.29 m ²
増築棟（南）	〈増築〉	鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 1,756.33 m ²
増築棟（北）	〈増築〉	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建 延床面積 5,317.24 m ²
医療センター西棟	〈仮設改修後解体〉	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建 延床面積 3,288.05 m ²
エネルギー棟	〈解体〉	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建 延床面積 2,300.01 m ²

その他、渡り廊下、駐輪場、外構一式工事等

(4) 工期（予定）

平成23年12月定例広島県議会の議決の日の翌日から平成27年3月25日まで（約39か月）

(5) 予定価格

2,498,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(6) 施工の方式

特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 特定共同企業体に関する事項

(1) 特定共同企業体の構成に係る要件

ア 3に掲げる要件を満たす3者で構成するものとする。

なお、3(1)イの格付けの組合せは、A・A・A又はA・A・Bとする。

(格付けがBである者については、974点以上の総合数値を有する者に限る。)

イ 共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有する者とする。

ウ 構成員の出資比率の最小限度は、20パーセント以上とし、代表者の出資比率は、構成員中で最大とする。

エ いずれの構成員も、本件工事において他の特定共同企業体の構成員となることができない。

(2) 特定共同企業体に係る資格審査

特定共同企業体の代表者は、入札参加希望書の提出(後記5(1))の際に、建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書等をあわせて提出すること。

3 本件工事の入札に参加する者に必要な資格

(1) 技術要件以外の要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、イ、ウ及びエの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、アの業種についてのものとする。

ア 建築一式工事について、平成23年度及び24年度の広島県の一般競争入札参加資格の認定を受けていること。ただし、この公告の日において広島県の一般競争入札参加資格を認定されていない者であっても、平成22年9月24日付け広島県告示第781号(平成23年度及び平成24年度において県が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等)の定めに従って一般競争入札参加資格の認定を申請している場合は、開札の時までに当該一般競争入札参加資格の認定がなされないことを解除条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う。

なお、一般競争入札参加資格の認定に関する問合せ先は、次のとおり。

広島県土木局建設産業課(広島市中区基町10-52 電話082-513-3821)

イ 認定された一般競争入札参加資格の格付けの等級が、代表者にあってはA、代表以外の構成員にあってはA又はBであること(格付けがBである者については、974点以上の総合数値を有する者に限る。)

ウ 年間平均完成工事高(アの資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。)の構成員全員の総額が1(5)に掲げる予定価格以上であること。

エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による特定建設業の許可を有すること。

ただし、建設業法第3条の許可を有しての営業年数が5年以上であること。(相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合において

は、当該許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同様に取り扱いすることができるものとする。)

オ 本件工事に係る設計業務等の受託者である株式会社村田相互設計以外の者であつて、かつ、当該受託者と資本及び人事面において次に掲げる関係にある者でないこと。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の過半数を有すること。

(イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていること。

カ この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外措置若しくは下請制限措置又は低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条第2項の規定に該当したことによる入札参加の制限措置の対象となっていないこと。

キ この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更正手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること。

ケ この入札への参加を希望する他の特定共同企業体の構成員（自らを構成員とする特定共同企業体の他の構成員を除く。以下同じ。）と次のいずれの関係にある者でもないこと。

(ア) 他の入札参加希望者の親会社（会社法〔平成17年法律第86号〕第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）

(イ) 他の入札参加希望者の子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）

(ウ) 他の入札参加希望者の親会社の子会社

(エ) 役員又は管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ。）が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者

(オ) その他他の入札参加希望者と前記(ア)から(エ)までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者

コ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。

(2) 技術要件

特定共同企業体の代表者は、次に掲げる要件をすべて満たして、それに関する資料の提出ができること。

代表者以外の構成員は、イの要件（(イ)の部分を除く。）を満たして、それに関する資料の提出ができること。

ア 同種（同規模）工事の元請施工実績

平成9年4月1日から平成23年7月13日までの間に完成検査を受けている建築一式

工事であって、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造による、1棟の延床面積が5,658㎡以上の新築・改築又は増築工事（改修・模様替工事を除く。）であるものの元請施工実績を有すること。

なお、特定共同企業体又は経常共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。

イ 配置技術者に係る要件

次に掲げる要件及び総合評価方式による一般競争入札（事前審査型）公告共通事項（特例政令適用）の3に掲げる要件を全て満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で1人以上配置できること。

(ア) (1)アの業種について建設業法第15条第2号イに該当する者（1級建築士又は1級建築施工管理技士）であること。

(イ) アに掲げる種類の工事（規模要件を除く。）において、監理技術者又は主任技術者等（現場代理人等として監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められるときを含む。）としての経験を有すること。

4 設計図書

(1) 設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時

平成23年7月14日から平成23年9月1日までの休日（広島県の休日を定める条例〔平成元年広島県条例第2号〕第1条第1項の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 閲覧場所

広島県総務局財産管理課（広島市中区基町10-52 電話 082-513-2306）

(2) 設計図書は、希望する者に対して次のとおり有料配布する。なお、希望者は、設計図書有料配布申請書を株式会社NCPサプライ広島支店に、直接ファクシミリ、電子メール又は持参することにより申し込むものとする。

ア 受付日時

平成23年7月14日から平成23年7月29日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 受付場所

株式会社NCPサプライ広島支店（広島市西区三篠北町19-27イケダビル4階）

（電話：082-509-0151，ファクシミリ：082-509-0232，

電子メール：hiroshima@ncp-supply.co.jp）

ウ 申請書

設計図書有料配付申請書は、広島県の調達情報のホームページ

（<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>）－「様式集」－「入札・資格関係様式」からダウンロードできる。

(3) 設計図書に対する質問がある場合は、次によって書面を持参により提出すること。

ア 受付日時

平成23年7月14日から平成23年8月25日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 受付場所

(1)イに同じ。

(4) (3)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時

平成23年7月19日から平成23年9月1日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 閲覧場所

(1)イに同じ。

5 入札参加希望書

(1) 本件入札に参加を希望する特定共同企業体は、次により入札参加希望書及び必要な添付資料（以下「入札参加希望書等」という。）を提出すること。

その際あわせて、特定共同企業体としての入札参加資格の審査を申請すること。

ア 提出期間

平成23年7月14日から平成23年7月29日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 提出方法

(ア) 代表者が電子入札システムの利用登録者（電子要領で定める手続を経て書面参加を行うこととした者を除く。）である者

代表者が電子入札システムを利用して提出。ただし、添付資料のうち書面又はその内容を記録した電子媒体によって提出すべきものは、媒体提出通知書の写し（書面）とともに持参により提出。

(イ) (ア)以外の者

持参により提出

ウ 持参の場合の提出場所

4(1)イに同じ。

(2) 特定共同企業体結成等に関する書類及び入札参加希望書等の用紙は、(1)アの期間に4(1)イの場所で配布する。

6 入札参加資格の確認結果の通知

特定共同企業体としての入札参加資格の適否を確認したときは、その確認結果を平成23年8月10日までに代表者に通知する。

7 技術資料の提出

(1) 本件入札に参加する者は、次により技術資料を提出すること。

ア 提出期間

平成 23 年 9 月 2 日午前 9 時から平成 23 年 9 月 5 日午後 4 時 30 分まで（持参による場合及び電子要領に規定する書面参加を行う場合は、平成 23 年 9 月 2 日午後 4 時 30 分から平成 23 年 9 月 5 日午前 9 時までを除く。）

イ 提出場所

4 (1)イに同じ。

(2) 技術資料の様式は、広島県の調達情報のホームページ

(<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>) - 「調達情報検索システム」 - 「入札情報の検索」 - 「県立障害者リハビリテーションセンター医療センター棟整備建築工事」 - 「参加希望等の様式」により作成したデータとする。

8 入札

次のとおり行う。

なお、郵送による入札は、平成 23 年 9 月 5 日午後 4 時までに 4 (1)イの場所に必着とする。

(1) 入札期間

平成 23 年 9 月 2 日午前 9 時から平成 23 年 9 月 5 日午後 4 時 30 分まで（持参による場合及び電子要領に規定する書面参加を行う場合は、平成 23 年 9 月 2 日午後 4 時 30 分から平成 23 年 9 月 5 日午前 9 時までを除く。）。

(2) 入札場所

4 (1)イに同じ。

9 開札

次のとおり行う。

(1) 開札日時

平成 23 年 9 月 6 日午前 10 時

(2) 開札場所

広島県庁舎本館地階 入札室

10 落札者の決定方法

総合評価方式（簡易 I 型）及び低入札価格調査制度の対象工事である。

調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、別途指定した期日までに低入札価格調査制度事務取扱要綱に基づく調査資料を提出しなければならない。

11 その他

(1) 本件工事の請負契約を締結するには、広島県議会の議決を要する。

(2) 本工事は、電子納品対象工事であり、広島県電子納品実施要領[営繕工事編]（最新版）に基づいて最終成果を電子データにより作成し納品すること。

(3) 本工事は、参考数量の公開対象工事である。参考数量書は、閲覧場所で閲覧に供するとともに、電子入札システムを経由した電子閲覧が可能である。

(4) 前各項に掲げるもののほか、総合評価方式による一般競争入札（事前審査型）公告
共通事項（特定政令適用）による。

(5) 契約後の技術提案

ア 工事請負契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を
低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図
書の変更について発注者に提案することができる。提案を採用する場合には、契約変
更を行うものとする。詳細は現場説明書による。（契約後に施工方法等の提案を受け
付けるV E方式）

イ V E提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている
状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的
権利を有する提案についてはこの限りではない。

ウ 発注者がV E提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指
定しない場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

12 問合せ先

広島県総務局財産管理課（広島市中区基町 10-52 電話 082-513-2306）

13 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Construction work of
Medical Center Building , Hiroshima Prefectural Rehabilitation
Center for Physical Challenged Persons
- (2) Time-limit for the submission of application from and
relevant documents for the qualification : 4:30 p.m., 29 July
2011
- (3) Time-limit for the submission of tenders : 4:30 p.m., 5
September 2011(tenders submitted by mail : 4:30 p.m., 5
September 2011)
- (4) Contact point for tender documentation : Property
Administration Division, Hiroshima Prefectural Government
10-52 Motomachi, Naka-ku Hiroshima City 730-8511 Japan
TEL 082-513-2306